

# ファシズムの論法

——ケルロイターの場合——

The Logic of Fascism

——in Theodor Otto Koellreutter's Doctrine——

永 井 周

序 および 凡例

本 論

「梗概」の部

国家権力について

国家権威について

I 国家権威の本質

II 民族と権威

III 権力と権威

IV 全体国家と権威国家

V 権力・法および権威

VI 権威の運載者

「批判」の部

1. 彼の権力・権威論の偏頗性

(イ) 権力と権威の異質性と相互関係性

(ロ) 権威の理念的価値的優越

(ハ) 法を権威と見ず、民族的権威を高唱す

(ニ) 彼の権威論は偏っている

(ホ) 主権観 (主 権 と 権 威)

(ヘ) 国家存在並びに政治的存在の基礎は民族共同体である

(ト) 国家と権力 および 国家と権威

(チ) 法 と 政治

以上の総括

2. 彼の権力・権威論と、政治上の主義 (政治的世界観) の宣伝との関係

イ 「法治国でない」との非難に対抗して

ナチス流の真の法とは

ロ 「自由なし」との非難に対抗して

ナチス流の真の自由とは

ハ 政治上の主義 (政治的世界観) の宣伝における二原則

ニ 「全体国家である」との非難に対して

権威国家とは

ホ 「独裁政治である」との非難に対して

指導者政治とは

以上の総括

結 論

## 序

わが国は、第2次世界大戦後、連合国の占領下に、かつての、天皇主権主義の大日本帝国憲法を改め、国民主権主義、天皇象徴制の日本国憲法を制定して、立憲君主臣僚政から象徴天皇制の立憲議會政へ移行した。

そして、議会そのものの運営方式はアメリカ合衆国流に改められたけれども、中央政府の根本機構は、イギリスと同じ議院内閣制を採用し、しかもイギリスがこれを憲法慣行・軟憲法として行なっているのに対して、わが国はこれを成文憲法、硬憲法で保証することになった。ところが、イギリスでのその運用が安定しているのに対し、わが国のそれは極めて不安定である。制度は欧米型民主政治であるが、その運用は民主的ではないからであり、究極するところ、民主的な考え方や行動様式が、支配層においてはもちろんのこと、それを選出しかつそれに支配されている国民一般においても、定着していないからである。

そして、戦後、社会党を中心とした連立内閣の一時期を除いて一貫した長期の保守政権のもとで、占領初期の民主的改革は、「日本の反共防壁化」を至上命令とした占領後期以降、「自主性の回復」(それは革新勢力の側からは「逆コースの推進」と反撃されている)の名のもとに、次第に改められ、それと併行して、憲法改正・再軍備が反動勢力や保守派から唱道され、これに対抗して、平和・民主・人権の憲法護持を主張するのが革新勢力であるという特異な状況がつづいている。

そして、国民の世論において、憲法改正反対が、案に相違して強いのみをみる

と、選挙戦のときには、憲法改正を正面から打出すことを避け、憲法の公権的な拡大解釈のもとに、既成事実をつくりあげることによって、なしくずし的な改憲をはかっていく。自衛隊という名の実質的軍隊が生まれ、次第に拡充されて、国際場裡では日本再軍備が周知の事実であるにもかかわらず、国内ではそれは自衛隊であって軍隊ではないという政治宣伝が行きわたり、自衛隊への入隊が私企業への就職と同列に扱われている（事実は決してそうはならないのに）のは、その最たる事例である。

いわゆる「半面講和」と同時に調印された日本安全保障条約以来、一国の政府がその使命をかけた外交政策、国際連合における中国代表権問題であくまで中華人民共和国政府を排除しようとした政策が、最大の国際会議である国際連合総会の席上で破れても、すぐには政権交替が行なわれない国柄である。

そして、資本主義的な生産の復興と拡充を最優先した保守政権の経済政策のもとで、独占資本・寡占資本の復活、発展は著しく、その政治への発言力は極めて強大となり、それと政府・与党との癒着は、戦前以上のものになっており、いわゆる日本経済の二重構造は一向に改められそうもない。

以上の素描を通じてでも明らかなように、政界はもちろんのこと、全体社会を通じて、封建遺制や前近代性が清算されずに民主的外被をまといながら生延びており、専制的なものが民主的な外被をまとって横行しているだけに始末が悪いといえる。

さらに、この国特有の「文化の重畳性」（猪熊兼繁「法史学」世界思想社 1951年頁17～19、22）もいまだ解消されていない、否、ますますひどくなっているように思われる。そして、近代化による市民社会性が十分な華を開き、政治学的には専制的な国家からの自由、社会学的には実体的な集団や社会からの自由や、集団や社会への自由が確立しない間に、また社会的個人についていえば、その個人が十分自我を自覚して個性的になり主体的自由の持主になりきれない間に、高度の産業化や、マス・コミュニケーションや巨大な官僚制（それは政府のみならず各界にわたってみられるようになってきている）のもとで、いわゆる大衆社会的状況が急速に拡散されてきている。

こんな国が、外からの圧力や内部での誘導的計画経済の過ちなどによって、

経済的危機したがって社会的危機にさらされることになれば、再びファシズム化が堂々と表面化するかもしれないし、そうならないという保証は難しいのであって、そのときになって国民一般があわてて抵抗しようとしても抵抗しきれものではあるまい。

しかも、かつて「弱い政府」が標榜された自由主義国家の時代と異なり、上述の保守政権すらがその政綱に掲げる「福祉国家」をめざすのが世界の趨勢とあっては、政府は「強い政府」にならざるを得ないが、この強い政府に民主的な「国民からの手綱」がつかなければ、大衆民主制は似非民主政にならざるを得まい。

いわゆる経済大国が、政治大国さらには軍事大国をめざすような、かつての苦杯の道を辿らないように、今から心がまえをしっかりとっておかなければなるまい。

ここに、第1次大戦後、当時の資本主義諸国のうちでは最も民主的であるとうたわれた「ワイマール憲法 (Weimarer Verfassung 正式にはドイツ共和国憲法 (Verfassung des Deutschen Reiches))、を持ちながら、わが国と同様、社会の発展が遅れ、全体社会の根底に民主主義的な考え方や行動様式が十分に定着せず、その国民の基礎的パーソナリティ (basic personality) が権威主義的パーソナリティ (authoritarian personality) であったがために、今日ほどではないにしても或る程度の大衆社会的状況が進行していたなかで出現した深刻な経済的・社会的危機を、西欧型民主政治によって克服することが出来ずに、体制的均質化 (Gleichschaltung) と部隊の総編成 (total regimentation) とを政治権力獲得・保持の戦略・戦術として新装の「上からの権威、(民族精神・民族共同体的絶対権威) に依拠する国家社会主義ドイツ労働党 (Nationalsozialistische Deutsche Arbeiterpartei) の抬頭とともに、なしくずしに、一党独裁の典型的なファシズム体制に移行し、この全体主義的支配 (totalitäre Herrschaft) が、「社会の政治化」を広くかつ強力に推進した結果、全国民はその自由意思を極度に奪われて、このナチス党政権が、国外からの、民主主義を標榜する諸国家の戦力によって打倒されるまで、この国の人民に自由や平等が戻ることのなかったドイツにおいて、このようなファシズ

ム体制化への最も有力な理論を提供した同国の憲法・政治学者ケルロイター (Theodor Otto Koellreutter, 1883~) の学説の中核をなす民族的主権論ともいうべきものとその現実的政治宣伝内容への適用とを、分析・検討することは、上述のような状況のなかにあるわれわれにとって、決して無意味なこととは思われない。

したがって、本論文では、ケルロイター (Theodor Otto Koellreutter, 1883~) の『一般国家学綱要』(Grundriß der Allgemeinen Staatslehre, 1933.) をとりあげ、その中の権力・権威に関する問題の箇所を選び、それについての彼の主張を分析・批判し、ついで、彼の権力・権威論と政治的世界観の宣伝との関連を主として内容的に考察してみようと思います。

さて、問題の扱い方として、まず、「梗概の部」では、ケルロイターの前掲書の第4章権力と権威 (Vierter Abschnitt: Macht und Autorität) の中、本論文の考察を進めるに当って特に中心となると思われる第14節並びに第15節の概要を順を逐って述べる。

〔凡例〕 (1)

文中の (§14 I ①) なる記号は、第14節、国家権力の中の 1. 権力の本質 (§14. Die Staatsmacht I. Das Wesen der Macht) の第1の段落を意味するが、この「梗概の部」では、最初に §14を、次に §16を順を逐ってしるしたので (§14 I ①) の次からは (I ②) という風に、章ははぶく。このことは §16の場合も同様である。しかし「批判」の部はいると順序不動になるので、章も記載する。

次に、「批判」の部に移って、原書の前述の個所で展開された権力と権威就中、国家権力と国家権威 の関係を分析批判し、

次いで、彼の権威優越論そして私から云わせれば、民族主権論、が実際にドイツの国家社会主義の宣伝の場合にその根底を培っていたことをたしかめ、彼の政治主義宣伝を通して政治主義宣伝〔政治上の何らかの主義の宣伝〕の原則を記述する。

最後に、結論として、

ケルロイターも時代の子であったことや、

権力政治が強く行われるとき、上からの権威、が強力に打出されることを挙

げ、彼の「民族共同体に基礎付けられた権威」、すなわち「民族的権威」がこの役割を果たしたことを述べ、  
「しかも彼の権威優位論が理想的色彩の濃いものであることを指摘し、単なる民族の強調が現代民主主義にとっても害になることを警告して結びとする。

〔凡例〕 (2)

『 』内は、ケルロイターの前掲原書又は、後掲訳書の文をそのまま引用したものの。

「 」内は、上の二書の文の要約引用。

(( ))内は、原文にはないけれどもその意味するところを考察した場合、つけ加えた方がよくわかる句である。従ってこの括弧内はつづけて読んで載きたい。

[ ]内は、この括弧の上にするされた語又は句を言い換えたものや説明した言葉である。従ってこの括弧内は、本文とは切離しつつ読んで載きたい。

次に、本論文では原書の引用箇所は、章・節・款および段落を挙げて、頁数は省いたので、必要箇所の頁数を示しておく。

Otto Koellreutter.

Grundriß der Allgemeinen Staatslehre.

Vierter Abschnitt: Macht und Autorität.

§14. Die Staatsmacht ..... ss.54~58.

§15. Die Souveränität ..... ss.58~61.

§16. Die Staatsautorität ..... ss.61~67.

§17. Entstehen und Untergang des Staates, Umsturz  
und Revolution ..... ss.67~70.

---

§14. Die Staatsmacht ..... ss.54~58.

I Das Wesen der Macht ..... s.54.

II Die Machtanwendung ..... ss.54~55.

III Die absolute Macht ..... ss.55~56.

IV Macht und Recht ..... ss.56~57.

V Macht und Autorität ..... ss.57~58.

§16. Die Staatsautorität.....	ss.61~67.
I Das Wesen der Souveränität .....	ss.61~62.
II Volk und Autorität .....	ss.62~63.
III Macht und Autorität.....	ss.63~64.
IV „Totaler“ und „autoritärer“ Staat .....	s.64.
V Macht, Recht und Autorität.....	ss.64~65.
VI Der Autoritätsträger.....	ss.65~67.

本論文中の (§16 I ②) は、この §16 Die Staatsautorität の中の、I Das Wesen der Souveränität の中の、第二の段落を指す。

## 本 論

### 「梗概」の部 その1

ケルロイターが、その著『一般国家学要綱』(1933年・昭和8年)の第4章 権力と権威(1. 国家権力 2. 主権 3. 国家権威 4. 国家の成立と没落、顛覆と革命)の中、その1と3で述べたところの、権力と権威およびそれに関連した見解を要約すれば次のようになる。

まず国家権力の節 (§14) では、権力とは、説得とか、道徳的な力とか、物理的な力とかを用いて、相手方の抵抗を排除しても、おのれの一方的な意志を貫徹させることで、その本質は、第三者の行為の自由を制約する点にある。(§I ①)

ところで政治的なものの本質は、人間共同体の生命的統一を維持・強化し、公共の課題を遂行するための人間共同体の協同(協働)作用である。

ところがその協同作用が(=政治的指導が)、スムーズに行われる為には、その作用が行われる(政治的指導の対照となる)共同体の成員が本質的に一致していなければならない。すなわち、一民族に属さなければならない。(§14 I ②) そうしてそういう一致をもたらす為には、如何なる共同体であっても指導が必要である。

ところでその指導と云うことは、その人間集団に統一的な秩序づけを与え、

更にこれを破壊せんとする者を排除する為に当然権力を必要とする。(§14Ⅰ③)

最も包括的な政治的共同体である国家は最高の権力運載者であり、国家権力は種々の形態で行使される (§14Ⅱ①) が、その適用範囲は、領土高権と対人主権とを合わせた意味の国家至上権の下にある国民にのみ限られる。しかも国外から侵攻を受けた場合は戦争上の手段に訴えねばならぬこともある。(§14Ⅱ②)

絶対権力は、それぞれの人間共同体においてその共同体を中心として行使される徹底的な権力であり、それは必要とあらば物理的な力を用いてさえも、おのれの意志を徹底的を貫徹する。この絶対権力は、最高の政治団体すなわち国家だけが持つものである。だから権力なしでは国家は考えられない。共同体の内に外しても外に対しても絶対権力をふるいうる可能性は主権と呼ばれる。

(§14Ⅲ①)

国家 (政府国家) と同様他の諸団体や教会 (教会国家は国家であるから除く) は、権力運載者ではあるが、絶対権力の運載者ではない。(§14Ⅲ③Ⅳ④)

ところで、権力は人間の手に依ってのみ行使される。(§14Ⅲ⑤)

権力行使が機関を用いてなされる場合には、当然一定の規則に従って行われる。従って国家権力の場合には、国家権力機構を用いてなされ、 (§14Ⅳ①) その際国家権力機構内部にむかっては、より強力な権力行使となる (§14Ⅳ②) が、国法 (実定法) に基礎づけられない限りは絶対権力の行使とはならない。(§14Ⅳ②)

そして、国家権力の行使が実定法によって規定され、法の予定性 (Berechenbarkeit) によって法の確実性 (Rechtssicherheit) (法的擁護の確実性) が保証せられるとき、権力行使が法を通じて形成され決定されたこととなり、権力と法との政治的結合がもたらされる。(§14Ⅳ③) したがって、この法規範の布告も権力行使の諸々の仕方と関係を持ち政治的領域の問題となる。(§14Ⅳ④) そして、行政規定が公布の必要がないのは、権力行使の内部的規律だからであり、この領域においては特に権力の専制的な執行の可能性が存する。(§14Ⅳ⑥)

それ故に、法治国家における実定法規範の任務は、権力行使を出来る限り規整された過程で行われ、同時に法の確実性を最大限に保証することである。

(§14Ⅳ⑥)



しかしこの法的確実性〔法規に準拠した権力の行使〕ということだけでは、権力の正当性（§16V①参照）は獲得されない。

国家権力の行使およびそのための組織は自己目的的であってはならず、民族国家では民族の保護と民族の政治的發展に役立つような創造的性格のものでなければならない。（§14V①）

国家権力は一定の国家理念によって正当化されるべきで、それは国家権威の問題であり、国家権威こそが国家権力を正当化する。（§14V②）

ところが自由主義的法治国家は、理性のみが権威であるとみ、民族の存在を忘れたこの理性は国法（実定法）にのみ表現されるとみているから、権威なき法によって権力を正当化しようとしている。従って、その権力は、正当化されず、Staatsmacht と云うより Staatsgewalt と云うべく、自由主義的法治国家は実は自由主義的権力国家なのである。（§14V③）

これに反して純血な一定民族の生命の発露であるような法こそ権威ある法であり、かかる法によってのみ国家権力は正当化され、（§14V⑤）このような権力を行使する、民族法治国家は、民族共同体の内部の協同、外部の安全を保証するために権力を行使するはずの共同体的指導を行う権威国家であり指導者国家である。（§14V④）

権威運載者が権力を持つときは、当然権力行使の正当性を主張し、最高指導者となるから、国家の人格的代表者は、同時に権力および権威の代表者である。（§14V⑥）

国家権威は、権力なしでは、政治的に成り立たず、権力は、権威なしでは物理的な力として作用する。（§14V⑥）

政治的なものの基礎は権威に存し、権威はその充分な伸長のためには、権力を必要とする。

権威によって政治的な正当性が権力および法に与えられるときにこそ、権力は、権威運載者の指導的意志の発露となり、かかる国家こそ共同体的指導を行うのであって、権威を主にして考えた政治意味における国家は指導者国家である。（§14V⑦）

## 梗概の部 その2

次に国家権威の節 (§16) では、

### I 国家権威の本質

あらゆる国家の基礎は、民族的存在である。血と地、なかんずく血によって決定づけられる民族の有する民族精神が民族意志となり、その民族意志を通じて、民族が、政治的にはたらきかけるとき、国家をつくり国民となる。(§16 I ①)

そしてその政治的な力のめざすところは、共同体の理念、すなわち一民族の全体性を確保しようという理念である。(§16 I ①)

国家権威の本質は、民族と国家との全体としての精神的な結合である。〔民族が国家と全体として精神的に結びつく点にある。〕

民族と国家とは一体のものであり、相互に規定しあうものであるというこの共同体的土台なしでは、国家権威もなく、国家権威のないところに真の国家も存在しない。(§16 I ②)

自由主義は、民族と国家との一体性を忘れている。従って自由主義国家は権威を欠いた国家である。(参照§14 V ③)

また、民族と国民という政治的存在の基本的諸要素を容れる余地をなくし、実定法たる憲法即国家と考えるケルゼンの極端な自由主義的国家学は、国家なき国家学となる。(§16 I ③)〔次いで、彼は、『民族と権威』なる一項 (§16 II) を設けて、民族と権威との切りはなすことの出来ないつらなりを強調している〕

### II 民族と権威

民族国家の国家権威は、共同体的倫理すなわち民族と国家との一体性の觀念に基礎づけられている。

この共同体的倫理についての民族の確信と信頼とが民族にあるときにこそ、権力と法とに現われてくる国家諸機能が正当なものとなる。

だから民族の利害より個人の自由を重く見る国民 (Staatsbürger) や、民族の利害と無縁な諸利害関係に対して、単なる権力〔権威なき権力〕を用いようとする政府は、正当とは云えない。

何故なら国家権威は、公共の指導・管理に対して捧げ得られる共通の信頼に依存している。すなわち、ある国の統治や行政が公正無私に行われている場合にこれに対して生ずる共通の信頼や、法が共通の道徳的情感と一致している場合に生ずる共通の信頼に依存しているからである。

統治組織は、永い目でみると、権力 (Gewalt) による圧力によって維持されるのではなくて、統治組織が民族の利害を代表・代行しているとき、その統治組織がもつ善意や誠実に対する信頼によって保たれるのである。(アドルフ・ヒトラー 吾が闘争 頁309) (§16Ⅱ①)

民族共同体への結合の理念が国家権威の本質を形成している権威的民族国家においては、民族共同体の存続をはかりその内外の危機を防衛し、民族の価値や名誉を守ろうとする感情が必然的に沸上ってくる。

この感情と結びついた民族共同体への結合の感情こそ、国家権威の倫理的基礎を形成し、 (§16Ⅱ②) このような国家権威は、国家の独立・政治的自由を保障する。国家の政治的自由なきところに個人の自由も存しない。従って、上述の権威的民族国家の中であってこそ個人人格の自由が在る。 (§16Ⅱ③) そしてこの権威と真の自由とのこのような結びつきの中にこそ、抽象的でない具体的な政治的生態の価値に関する表象としての国家理念が根ざしている。

躍動せる国家理念を現わしている国家に対する信頼の念は、個人の〈真の自由を守ってくれる〉民族共同体への結合の感情、単に結びつこう依存しようという感情でなく責任を果しつつ結びつこうとする感情、と常に結びついている。 (§16Ⅱ④)

このように国家権威が自由を保障するのでなくて、各個人が自由の程度・限界を決定する考え (欧米の自由主義) は、上述の国家権威の本質と全然対立する。 (§16Ⅱ⑤)

ところが、一民族が創造的民族たらんとするときにはまず解決すべき本質的課題は、民族精神を体して民族の政治的生活秩序を確立すべく、どのようにして民族の全成員が真の権威的指導に服する体制をととのえるか、である。 (§16Ⅱ⑥) 共同体の倫理に基礎づけられねばならぬ政治学の課題もここにある。すなわち、政治的現実における人間的不完全さと、国家理念の目指すところとの間

に常在する溝を民族共同体の統一に基礎づけられている国家權威の作用を通して解消させることである。

民族および国家について現存する真の共同体を信ずることに根ざしている国家權威は、政治的実在の本質に属する。（§16Ⅱ⑥）

国家權威の本質が生き生きとして来て、真実の国家と現実の国家とが一致するのは、どのような人がいる場合であろうか。

国家の真の意義を感じとりそれに基づいて国家をよく導いてゆくことが、政治家の真の義務であると云ったチェレーン(Rudolf Kjellén 1864~1922)は、早くも、久しく肯定されて来たものは、単にこれを否定することによってではなく、新たに肯定されるものを打出すことによって、否定され得るとして、単なる個人的自由を否定し、国家權威を持ち出したのである。（§16Ⅱ⑦）

### Ⅲ 権力と權威

権力と權威とは各々その本質を異にするが、しかも両者は、活動的な国家の精神的な政治的諸力を形成することにおいて緊密に結合している。

何故なら、国家權威は、国家の政治的存在の核心を形成し、主權は、終極の政治的決定の可能性という意味における権力を表わすからである。（§16Ⅲ①）

だが主權〔終極の政治的決定の可能性という意味における権力〕が国家主權となるためには〔国家性を取得するためには〕国家權威によって正当化されねばならない。（§16Ⅲ②）

何故なら、自由主義での自由は、諸個人の政治的かつ法的な主權を宣言しており、法主權の觀念を国家理念とする自由主義的法治国家や國際社会の主權を唱える学者も出てくる。

### Ⅳ 全体国家と權威国家

全体国家とは、その国家の国家権力 (Staatsgewalt) およびその権能が、人間生活のいかなる領域にも及ぶ国家である。この点、《諸社会問題の解決を大巾に迫られている近代の大国欧米はもちろん》現象的には《わが》權威国家とも広範に一致している。しかし本質的には、權威国家の權威国家たる所以は、民族の信頼によって担われた国家權威の現存する点に在り、《わが》民族国家が權威的指導者国家であるに対し、權威なき自由主義的権力国家は単なる全体

国家である。

全体国家と権威国家の本質的差異は、国家のための政治的統一の設定が、前者ではそれ自身が目的であるのに対し、後者では単に手段にすぎない点にある。（§16IV）

#### V 権力・法および権威

権力と同様、法も亦法が単なる形式でないかぎり、その窮極の基礎を国家権威の本質の中に見出す〔権力と同様、法も権威によって真の法となる〕。したがって、法そのものを固有の権威として認めるケルゼン（Hans Kelsen, 1881～）の立場は不当である。

国家権威こそが法を政治的倫理の領域に引出し、このことによって、国家と法、政治的価値と法的価値との倫理的な橋渡しをする。かくて人は、権力を国家権威の剣と呼び、法を国家権威の良心と呼び得る。

国家権威は、その基礎に共同体的倫理〔民族共同体への結合感情〕をもつことによってのみ、法を正しい法たらしめ、権力をして正しい権力とすることが出来る。すなわち合法性（Legalität）と正当性（Legitimität）とが満たされ得る。国家権威が減退すれば民族における法感情も減退し、法は権威を失い合法性ということは意味をなさなくなり、権力可能性のみが問題とされるようになる。（§16V①）

また、既述のような国家権威の現存と相互承認とこそが、国家間の関係（国際関係）を健全なものにする。何故なら民族共同体に由来する国家権威は国内政治における権力の変転にもかかわらず永続するからであり、（§16V②）事情変更なしとの条項が、国際条約締結権の本質的構成要素の一つとなっていることも、この点から説明がつく。（§16V③）

ヴェルサイユ条約や、ジュネーブの国際聯盟が権威を持たなくなったのも、被征服民族の生活秩序の維持を破壊し、その国家権威を認めなかったからである。（§16V④）

#### VI 権威の運載者

権威の運載者による国家権威の維持と強化とは、人格的代表の問題であり、権威の運載者は、おのれの人格において、民族精神と民族意志とを体現しな

ければならない。

それ故に、各民族は、権威の運載者として彼の人格が民族の本質や民族の種に一致するような一人格を常に求めている。

したがって、政治権力の運載者の場合には異民族出身者でさえも時に受け入れられたが、国家の元首については、あらゆる時代、あらゆる国家において、同一血族従って一定の身体的かつ精神的態度の保持者であることが決定的な条件となっていた。(§16VI①)

さらに、行政官や裁判官のような国家権力の運載者の場合にも、このような人格の権威を持つことが要請される場合には、その民族感情は極めて健全である。

権威の根源・権威運載者資格の根本は、民族精神に根ざしているからである。(§16VI②)

君主の神寵性に対する信念も、民族精神に窮極の源泉を持っており、(§16VI③) 世襲君主政においても健全な国民精神を有する民族は、おのが民族と無縁な人格的代表者を君主として戴くことには堪え難かったのである。(§16VI④)

人は権威を作り出すことも、権威に命令することも出来ない。権威は、所与的存在であり、人格的権威は、民族精神を体現した権威運載者のもつ人格的能力に対する信頼を国民の側に要求する。同様に国民の信頼に応える人格的かつ精神的態度を権威運載者側に求めている。(§16VI⑤)

或民族に、民族および国家の本質を代表することのできる指導者が与えられるのは、神の恩寵によるのであり、民族意志を明らかに表現しているところの眞の指導によってのみ人格的権威の現存がめざめる。(§16VI⑥)

国家における外面的権力構成は単なる権力保持で足りるが、内面的精神的政治的な補強は権威なしでは、従って権威運載者なしでは得られない。

権力は交替するが、権威は減少・消失するのみであって、権威運載者すなわち指導者と民族との間に、望ましいかつ自覚された相互の結びつきが弛むとき同時に政治危機がもたらされる。(§16VI⑦)

「批判」の部 その1

1. 彼の権力・権威論の偏頗性

「梗概」の部で述べたケルロイターの権力と権威に関する見解を、分析しながら批判してみると、次のようになる。

(イ) 権力と権威の異質性と相互関係性

すなわち、ケルロイターも権力と権威とが本質的に異なることを認めている。(§16Ⅲ①)

そして権力については、つまるところ、その根底に物理的強制力を考えており、また相手方の行為の自由を制約するものとみている。(§14Ⅰ①・Ⅲ①)

これに反して権威は、信頼〔註1〕に依存していることを認めている(§16Ⅱ④)と共に、権威と自由〔註2〕とが結びついているとしている。(§16Ⅱ⑤)そして、これらの権力と権威との相互関係にも着目している。(§14Ⅴ⑥⑦)

〔註1〕

ケルロイターの場合、権威が信頼に依存するという事は、決定的に重視されていたとは思われない。すなわち、彼にあっては、権威運載者が何らかの資質〔民族との一体性を自覚しているとか、民族と血族的に同一であり、民族精神を体现しているとか—これらについては後述『批判』の部 その2〕を有していることの故に、信頼をかり得るのであり、このような者としての権威国家や指導者に対して、国民はその\*権威、が所与的存在なるが故に信頼・従属(Gefolgschaft)するというように、\*上からの権威、に重点が置かれていることに注意すべきである。

〔註2〕

ケルロイターの云う「自由」は「社会的個人の自由」のうち「社会的」の面が一方向的に強調されている。すなわち彼は、『共同体からの自由』を排して、『共同体における自由』をもって、真の自由だとした。なおこれらについては後述〔『批判』の部 その2〕

(ロ) 権威の理念的、価値的優越

けれども彼にあっては、権力・権威の相互作用は、権力と権威とが対等な立場でおこなうものとは認めず、その関係を理念的価値的關係に還元して権威の優越を説いている。すなわち『権威は権力なくしては政治的に成立せず』(§14

V⑥ 『権威はその充分な伸長のためには権力を必要とする』 (§14V⑦) とは云っているが、「権力の正当性は権威によってのみ与えられ」 (§14V②) 「いわゆる自由主義的法治国家は、権威なき実定法によって権力を正当化せんとするも正当化し得ず、自由主義的権力国家になっている。」 (§14V③) これに反して、『わが』民族国家は、国家である以上もちろん権力国家ではあるが、権威ある法によって権力行使が正当化された権威国家である。」 (§14V⑤) と賞揚し、

「権威運載者が権力を持つときは、……最高の指示者である。」 (§14V⑥) と云い、また『権力は権威なしでは物理的な力として作用する。したがって政治的なものの基礎は権威に存し』 (§14V⑦) と述べ、さらに、

「権力と権威とは各々その本質を異にするが、しかも両者は活動的な国家の精神的な政治的諸力を形成することにおいて緊密に結合している。だが、主権〔=終極の政治的決定の可能性を有する権力〕が国家主権となるためには、国家権威によって正当化されねばならない」 (§16Ⅲ①②) と述べ、

そして何よりも、

『人は、権力を国家権威の剣と呼び、法を国家権威の良心と呼び得る』 (§16V①) と云い、

「権力は変転するが権威は永続する」 (§16V②VI⑦)

「権力は人の手で行使され (§14Ⅲ⑤) 機関を通じ規則〔実定法〕に従ってなされる」 (§14IV①) が、「権威は所与的存在であり、人は権威を作り出すことも権威に命令することも出来ない」 (§16VI⑤) など、全文にわたり、権威の優越をのべていることがわかる。

以上要約すれば権力と権威とは異質のものである、そして両者は緊密な関係にある。しかも常に権威が根底となり権力をして権力たらしめる、というのである。

(ハ) 法を権威と見ず、民族的権威を高唱す。

ところで、権威と法との問題については、法もまた権威であるとみる立場とは異なって、彼は「権威が法をして法たらしめるもの」 (§14V⑦・§16V①・V④) とみている。



すなわち、「法的権威を固有のものとはみない」 (§16V④) ののである。

そして彼は権威の根元を民族共同体に見出ししている。すなわち、彼は「国家権威の本質を共同体的倫理=民族と国家との一体性の表象、に在り」とみ、 (§16 I②) 民族と国家権威のつながりのために特に一項 (§16II) を設けている。

この点を国家の側から云えば、「国家が権威を帯びて国家たり得るのは、国家が民族と一体であることを自覚するときである」 (§16II④) というのであり、これを個人についてみれば「個人が権威運載者すなわち指導者 (§16VI⑦) たり得るのは、おのれの人格において、民族精神と民族意志とを体現し、民族の種に一致するものであるとき」 (§16VI④) とするのであって、「権威の根源・権威の運載者資質の根本は、民族精神に根ざしている」 (§16VI②) としている。

換言すれば、「国家権威も国家の人格的代表も民族より発する。」のであって、民族的権威のみを固有の権威と認めている。

(二) 彼の権威論は偏っている。

かくて彼の権威論は、<sup>かたよ</sup> <法的権威のみを固有のものとして、悪を意味する政治的な権力を完全に法の領域から峻拒した>ケルゼンと同じく、一方の権威のみを強調するものであり、

同時に、<諸機能団体がその成員に対して示す奉仕に対しその団体成員があらわす信頼の念に権威の根源を認めその人が権威を認めるか否かによって政府国家も教会も労働組合もユダヤ人協会すらが最高権威を取得しうるとみた>初期のラスキー (Harold Joseph Laski, 1893~1950) の「下からの権威、に対して、\*所与としての上からの民族的権威、 (§16VI⑤) を説いた点では、その対極をなすものといえよう。

これを要約すれば、ケルロイターの権威は民族的権威の高唱であり、\*上からの権威、の承認に偏っていた。

なおここで、彼の云う民族が血族的に決定せられることを第1要件としていたナチスの主張を暗に是認していた (§14 I② I③ V⑤・§16 I④ VI④・§10) ことは、その偏りを一層強くしていることを挙げておこう。

(ホ) 主権観 (主権と権威)

次に彼が主権をどのように見ているかについて述べると、  
『権力なしでは国家は考えられない。  
《共同体の》内に対しても外に対しても絶対的な権力をふるいうる可能性は主権と呼ばれる』 (§14Ⅲ④)  
『主権は、終極の政治決定の可能性という意味における権力を意味する』 (§16Ⅲ①)  
『誰が最終の政治的決定の可能性を持つか、そしてこの意味において主権者であるか』 (§15Ⅲ①) と述べている如く、

最終の政治決定の可能性=主権性であり、絶対権力のみがこの主権性を主張し得る (§15Ⅰ②Ⅱ①) とみており、そういう絶対権力=主権とも述べ、 (§16Ⅲ①) 主権性ある権力の運載者を主権者とみている、この点で、ボーダン (Jean Bodin, 1530~1596) の権力主権論と軌を一にしているが、他面近代国家こそが絶対権力運載者である (§14Ⅱ①Ⅲ①・§15Ⅰ①②) とのべているから一応国家主権説になる。けれども絶対権力運載者たる国家が主権性を主張し得るためには、権威による権力正当性の保証の不可欠なこと (§16Ⅲ②) を述べている。そして、この点を更に根源に遡れば、民族的権威こそが単なる主権性でなく国家主権性を与える唯一のものである (参照§16Ⅴ①) ということになる。

以上要約すれば、彼が単に主権と云ったときは、終極の政治決定を可能ならしめるという、権力の属性を指すときも、そういう権力=絶対権力そのものを指すときもあって、主権は権力就中絶対権力と関連せしめられている。そして、

国家主権と云った場合には、国家権力と同様、国家権威遡って民族共同体にその存立の保証をおおぐ、とするのである。

(ハ) 国家存在並びに政治的存在の基礎は民族共同体である。

ところで、彼は、

「民族が、民族精神にもとずいて、民族意志を発動して、政治的にはたらきかけるとき、民族が、国家を形成し、国民となる」 (§16Ⅰ①) と述べ、

『あらゆる国家の基礎は《地と血就中後者によって決定せられる》民族的存在

である。』 (§16 I ②) として、国家存在の基礎を常に民族におくとともに、『政治的なものの基礎は権威に存する』 (§14 V ⑦) とし、政治的存在の基本諸要素として民族と国民とを指摘している。 (§16 I ③) すなわち、彼にあっては、国家存在の基礎も政治存在の基礎も民族にあったのである。

(ト) 国家と権力、および、国家と権威

また彼は、国家と権力との結びつきの態様と、国家と権威との結びつきの態様との間に差異のあることをみとめている。すなわち、今迄の記述の他、「最も包括的な政治共同体である国家は、最高の権力運載者である」 (§14 II ①) とし、『絶対権力は、その本質から云って、最高の政治団体すなわち国家にのみ帰属し得る』 (§14 III ①) とし、さらに、自由主義的法治国家を権力国家ときめつける (§14 V ③) 反面、民族法治国家を権威国家と賞揚し、かつ民族法治国家ももちろん権力国家だと付け加えている (§14 V ⑤) ことでもわかるように、国家と権力とは不離のものとして捉えられている。

これに対して、国家権威の倫理的基礎〔民族と国家との一体性の表象〕について、その民族が自覚し、それに対して確信と信頼を持ち、かくてその国家が国家権威を取得し、さらにその権威性を高めると、権力と法とに現われてくるような国家諸機能が、正当なものとされる (§16 II ④) とあることでも知れるように、

権威と国家との結びつきについては、権威の国家における増減にしたがって国家の鞏固化と弱体化とがみられるとして、特に動的に把握されている。

(フ) 法と政治

なお、法と政治はともに、国家との関連でもとらえられてはいるけれども、理念的に見た場合政治優位の色彩が濃ゆい、またナチス・ドイツの実際において、ナチス党による政治指導の優位を承認していた。(この点は、新国家観ケールロイター著 大串兎代夫 訳 昭和17年 日光書院 頁11・32・33・34・44・82・83・85~86 に詳しい。)

その一、二をここに挙げると、  
「法がたとへ民族及び国家の秩序の中に於て特定の目的の為に存在し、従つて法に特有の形態をとるものであることは之を認めるとしても、法と政治は同

一の基礎の上に立つものであることを我々はここに強調しなければならない。即ち一民族の法理念は常にその民族の政治的世界観に依って規定せられている。」（頁33～34）

「今日の国家は全国民を統一する所の政治的世界観の基礎を有しなければならない。併し乍ら、近代国家は又その存立の目的の為には一定の組織を有しなければならない。行政、法秩序、司法の意義はこの方面に存する。革新の時代に於ては世界観的政治部面が表面に強く出て来る事は当然のことである。……世界観的政治的部面の維持確保の為に《ナチス》党がある。」（頁82～83）としている。

以上（特にイからホ・トにわたって）がケルロイターの権力・権威観であるが、これを次に述べるようなわれわれの立場と比較するとき、非常な偏りを見出すのである。〔註〕

すなわち、われわれは、  
 ○精神的魅力と信頼とを根源とした服従誘導力ないしは可能性を権威とみ、物理的の圧力と恐怖とを根源とした服従強制力ないしは可能性を権力とし、他の諸団体の権威・権力に比して、国家権威は最高であり、国家権力は最強であって、この最高の権威と最強の権力とを二契機として国家主権が構成されるとみ、かかる主権こそ、統合的部分社会たる国家の主権の下にある諸個人・諸団体を統合し得る力〔統合力〕だと考え、さらにこのような主権団体たる国家の、国家機構或は形態は法にあらわれ、国家機能或は運営こそ政治であるとし、また国家主権の静態は権威的であり、国家主権の動態は権力的であり、国家の静態は法、国家の動態は政治として表現されるとみ、国家の平静期には権威的な法が、激動期には権力的な政治が優位してくる。〔岩崎卯一博士 国家の主権性・国家の団体性・理論政治学（頁335～343）参照〕と規定するのであるが、

これに対して、ケルロイターの場合は、

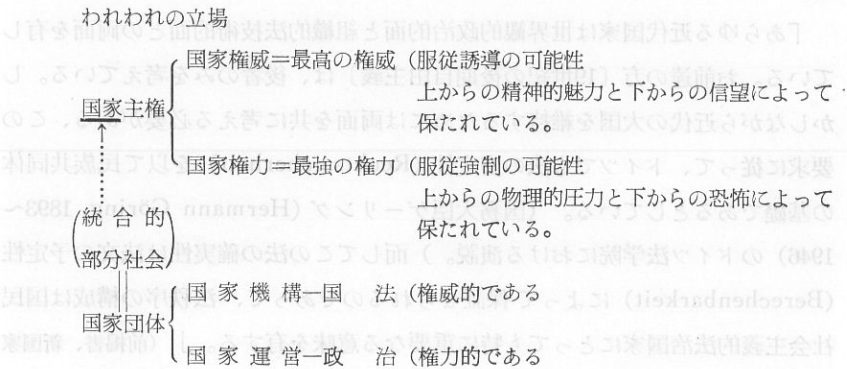
国家権力〔それは主権性を持つ〕よりも国家権威の優越を認め、国家権力と同様国法をも正当化するところのこの国家権威は、その源泉を民族共同体との一体性に求め、国家理念も国家存在の基礎も、また政治的存在の基礎も共にこ

れを民族共同体に仰ぎ、かつ法と政治とでは世界観的に政治が優位するのである。

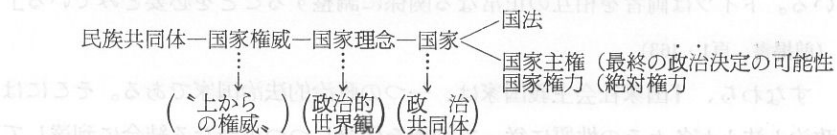
かくて彼の見解は、国家權威も国家理念も、国家も国家權力（国家主權）も、政治も法も、一切が民族共同体に役立つか否かで判定される点において、それはまさしく「民族主權論」と云っても云い過ぎではあるまい。

その上、多分に偏りを持っており、（このことは前述の如く〔イ〕の〔註1〕・〔ハ〕・〔ニ〕殊に權威論において著しい。）かつ、理念的色彩の強い似非科学的な主張になっていることは否定出来ないところである。

〔註〕 図示することは、誤解を招く虞があるが、われわれの立場とケルロイターの見解の差を明瞭ならしめるために、敢て示すと、次のようになる。



ケルロイターの見解を図示することは、一寸困難であるけれども、強いて試みれば次のようになる。



## 「批判」の部 その2

2. 彼の権力・権威論と、政治上の主義（政治的世界観）の宣伝との関係  
ところでこのように一方に偏したケルロイターの権力・権威論は、その結果として、国民社会主義国家（ヒトラーの第三帝国、ナチス・ドイツ）を積極的に理論づけることになったと見ることができよう。

しかも、その理論づけの仕方は、政治上の何らかの主義の宣伝戦術の面から見て、興味深いものがある。すなわち、

自由主義諸国から、ナチス・ドイツは、**法治国**ではないとの非難に対しては、

「あらゆる近代国家は世界観的政治的面と組織的法技術的面との両面を有している。お前達の方〔19世紀の後期自由主義〕は、後者のみを考えている。しかしながら近代の大国を維持するためには両面を共に考える必要がある、この要求に従って、ドイツでも法の安定性（Rechtssicherheit）を以て民族共同体の基礎であるとしている。（國務大臣ゲーリング（Hermann Göring, 1893～1946）のドイツ法学院における演説。）而してこの法の確実性は法文の予定性（Berechenbarkeit）によって保証せられるのであって、法秩序の構成は国民社会主義的法治国家にとっても特に重要なる意味を有する。」（前掲書、新国家観、頁20・41～42・65）として、

「法と政治とは切り離し得ない。しかるに自由主義は切り離し得ると考えている。ドイツは両者を相互の正常なる関係に調整することを必要とみている」（前掲書、頁1・163）

すなわち、『国家社会主義国家は、一つの政治的法治国家である。そこには政治と法とが各々その性質に従って均衡を保持しつつ正当なる結合に到達しているのである』（前掲書、頁50）

「国家社会主義民族国家は一つの法治国家であるといえることができる。何となれば、この国家に於ては不法と恣意とが支配しているのではないから。」（前掲書、頁49）として、

わが方〔ナチス・ドイツ〕も法治国家であると述べ、さらに、「法は法でも

真の法の行われているのはお前達の方ではなく当方である。」と主張する。

(§14V③⑤)

「汝らの法は議会立法による相対的多数者の法で絶対的価値を欠き(前掲書、頁5・10) しかもこのような実定法規のみを法としている。それは権威なき法である。

われわれの法は次の二原則の上に立っている。すなわち、「国民を益するものは法であり、国民を害するものは法に非ず」および「法は法規に優先す」に則っているのである。なおこの後者の原則は法律の制定を不必要とするのでは決してない。しかも、法規のみが法の唯一の源泉ではないことを主張するのである」(前掲書、頁11~12・36~37・64)と一応納得のゆく理由を挙げた後、更にこれらに但書を付けつつ自己の見解にひき入れて行く。

すなわち、第一の原則については、『この原則は、功利主義的意味を以て理解せらるべきではなく、如何なる法と雖もまず種族的に限定せられる』(前掲書、頁11・36・64~65)とし、

第二の原則にも更に補足して、『最き深き法の源泉は、民族の法感情に存する』(前掲書、頁37)という。そして、「法の使命は、民族を全体として形成しその存立を保持することに在り、(前掲書、頁11・36)法の解釈は、国民生活の必要に相応するか否か、〔この傍線の部分は一応自由主義国でも了解され得るが次の説明になるとナチス的となってくる〕すなわち、民族共同体の幸福こそ、その最高標準であり、(前掲書、頁24・48)

正しき法、権威ある法とは、民族共同体を基礎とする法であり、(§14V⑥・§16V①)民族法治国家(ナチス・ドイツ)には正にこの法が行われ、この法による権力の規制があり、真の法治国家である(§14V④⑤)に対し、

自由主義では、民族とかけはなれた法、不法、権威なき法が支配する。そして、権威なき法によってのみ権力を規正せんとする。それはまさしく法治国家ではなくて、自由権力国家だ」(§14V③)とする。

同様な仕方は、自由なし、とか人格を認めず、とかの非難に対抗するときにも用いられ、

真の自由とか真の人格とかはドイツのものだとする。(自由については §16

II③④⑦、人格については、前掲書、頁19・132～133)

社会的個人の自由でなく、単なる個人の自由、具体性のない単に抽象的な個人の自由の不存在から、更に我田引水の「共同体からの自由、でなくて「共同体における自由、を説き（前掲書、頁38・76）遂に、『個人の自由は、個人の共同体への奉仕義務と密接に結合している』（前掲書、頁133・19）とし、（§16II②③④⑦）さらにこの考え方を押しすすめて、「ナチス国家は、法学者に対して、ナチスの世界観を批判し、この批判から生ずる結果をその授業において或は公の刊行物において発表することを許すか否か……この答は勿論否定的でなければならぬ。（前掲書、頁150）

ナチスの国家は、国民の幸福をあらゆる政策上の根本方針とし、何が真に国民に幸福を齎すか否かの判断は国家自らが為すのであって、従つてたとえ学説の形に於いて為される意見の発表と雖も、それが民族共同体にとって害ある場合には、これに相応する取扱いを為すのである。（前掲書、頁152～153）」と、自由が民族共同体的限界内のものだとするナチス流の結論を強調している。

以上の例についてもみられるように、

甲国より乙国はAでないと非難された場合Aが世論的によしとされるようなものである場合には、すべての国でAが必要である、もちろん乙国もAである。しかし真のAはかくかくのものをいう。それはまさしく乙国のもので、甲国こそAでない、と反撓する。かくて、世論的によしとされるAの用語をそのまま用いて、甲国でも通用しそうな議論で甲国を非難しながら、聞く人々を混乱に陥れつつ、遂に真のAという乙国的な我田引水の定義にすりかえてしまう。

更に甲国より乙国はBであると非難され、そのBが、世論的に不人気な語である場合には、それと異なるCという評判のよきような語を新たに用いて、甲国こそBであるが、乙国はBではなくて、Cだと主張する〔この原則については、ケルロイターは、§16II⑦で、チェレーンを引合に出して間接的に触れている。〕

以上の二つの仕方が、ケルロイターが明確に意識したと否とにかかわらず、その議論の立て方の中に伺われるのである。



この後者の例を、われわれは、**全体国家〔全体主義国家〕・独裁政治**、および **権威国家・指導者国家・政治指導**、の用語と論議 (§16IV・§14V④⑦・§16II②③⑤・VI⑥⑦) について見る事が出来る。

『民主主義の側からドイツの新政治形態を目して**全体主義国家**の名称が用いられ、又それは個人人格の自由を圧迫する独裁政治である如く謂われている。それは正当ではない。まず第一に全体主義国家或は全体的国家の名称は、欧州に新たに成立した政治形態〔ナチス・ドイツの政治形態を指している〕の本質を表わしているとは思われない。「全体的」という語では、国家の活動があらゆる生活領域を包含し、個人の行為については最早余裕の存しないことを謂わんとしているのである。(§16IV)

近代国家が何時でも立法手段によって個人生活の領域に権力を及ぼし得る事実は民主主義国家にも通用するのである。もちろん民主主義と雖も今日に於ては多くの社会問題を解決せねばならないので、就申今まで自由経済の形態が失敗せる点に国家はその統制力を及ぼさねばならないのである。……この意味から云えば、近代国家はすべてその国民の生活の安定を確保するために「全体的」となっているのである。何となれば近代国家がこれを為さぬ場合には自己の存立を失うからである。

即ち、**国家の統制力の範囲によって自由民主主義と新国家形態〔ナチス・ドイツ〕とを区別することは出来ない**』(前掲書、頁16~17・57~58)とし、次に **権威国家**、なる新語を持ち出し、「**全体国家と権威国家とは、現象的には広範に一致しているが、国家のための政治的統一の設定が、前者ではそれ自身が自己目的的であるに対し、後者ではそれは単に手段に過ぎず、権威国家の権威国家たる所以は民族の信頼によって担われた国家権威の現存する点に在り、(わが)民族国家が権威国家〔権威的指導者国家〕であるに対し、権威なき自由主義の権力国家こそ単なる全体国家である**」 (§16IV・前掲書、頁17~18) ときめつけている。

同様の議論は、**独裁政治**、の語をめぐっても行われ、先ず「**独裁**ということは、自己の権力を獲得する為に独裁者即ち或一人が、政治的支配を振うことを云うのであって、独裁的権力の行使は、近代国家に於ては、殊に戦時或は事

變の場合に於ては、軍隊的権力者が主として国務の担当者となるのであって、これを国家の「最後手段」と名付けることが出来よう。併し乍ら独裁の権力行使は常に過渡的な意味を有しているのであって、「人間は、いつまでも銃剣の上に坐っていることは出来ない。（宣伝大臣ゲッペルス（Joseph Goebbels 1897～1945）の言葉）ものであるから、民主主義的国家が、ドイツを目して独裁政治と名付けていることは、正しくないものであって、……ドイツの新国家体制、即ち権威的指導者国家の体制は一時的過渡的な体制ではなく、永続的なものである。」（前掲書、頁58～59）また、

「指導者国家に於てこそ人格の觀念が尊重せらるべきことは云うまでもない。人格の承認と養成がなければ指導者は生まれ得ないのである。ドイツ指導者国家においては人格発展の充分の機会が与えられている。〔次からさらに我田引水の議論となる〕ただ人格の自由は人格者の民族への結びつきに於て、人格者の民族の中に於ける任務について成立しているのである。……ドイツ人は今日すべて民族的の公の任務を遂行する為に生きているのである。」（前掲書、頁19～20）

「ドイツの新国家体制は正しく**権威的指導者国家**であり、この新国家形態に於ては指導と被指導との結合関係が見られ、真の意味の権威関係が政治の根底を為すに至ったことに於て、自由民主主義との間の現実の区別が見られるのである。（前掲書、頁17）

国家は自由主義に於ける如く、単に個人の安全を確保し、公の秩序を保持する為の機関に過ぎないのではなく、国家は民族の政治的生命体であり、（前掲書、頁8・17）

自由主義国家はその時々多数者によって決定せられたが、権威的指導者国家は国民（民族）の中から生れ国民〔民族〕と結びついている指導者の意志によって構成せられるのである。（前掲書、頁18）

すなわち、指導者は決して孤独にある者ではない。もし彼が孤独に行為するならば、彼は独裁者に化するのである。ヒットラー（彼は帝国全体の指導者であって、その下には立体的に各段階に夫々多数の指導者がいる）を例にとれば、彼の行動は、常に全民族の為にあるべきであって、全民族は指導者に従属

の関係に立っているのである。指導者の政治行動は総て民族の為になさるべきである。(§16VI①)

指導者は勿論血族的に人種的にその民族の有している性格に相当するものでなければならないのであって、健全なる民族は総て自己と異なる人種に属する指導者の下には長く耐えることが出来ないのである。(前掲書、頁59~60・§16VI①②④) 」と、

正しく民族主権の色彩が強くなって来たのであるが、更に進んで次の議論になるとまきに語るにおちて独裁・専制を認めたと同様だと思われる。すなわち、

「指導者と被指導者は不変の精神的関係に立っており、この精神的結合は指導者の権威に発現するのであって、指導者の権威は常にその固有の権威として成立する。

即ち権威は之を人為的に作成することは出来ず、それは常に生れながらの指導者に属しているのである。(§16VI⑤⑥)

もっとも、権威はその反面に於て指導者の責任と結合している (§16VI⑤) のであって、如何なる指導者もその行為について責任を負うのである。

吾々の憲法〔=統率秩序に関する法 (前掲書、頁40)〕制度の根本原則は、如何なる指導者も、下に向って権威者であり、上に向って全責任を負うものであることに存する。(ヒトラー 吾が闘争より引用 註) (前掲書、頁60・18・79) 」としている。

註 私が調べたところでは、この最後の句の出所は、次の通りである。

Adolf Hitler, Mein Kampf 2. Band. s. 501 (但1937年版)

これをもっと端的に云いかえると、  
指導者の人格的権威の下におかれた国民は、指導者に従属 (Gefolgschaft) あるのみであり、異議・意見の申立の不可能な、上からの権威に一方的に抑えられる。一方ドイツ指導者国家の各段階の指導者は漸次その上級の指導者に対して全責任を問われ、窮極するところヒトラーなる帝国最高の指導者に全責任を負うのであり、更にヒトラー自身は民族共同体という権威に全責任を負い、

〔しかしながらこの最後の場合だけは何らの制度的保障が存しないのである。〕  
 而して民族的権威を體現したヒトラーは正しく生れながらの人格的権威者であ  
 って、彼の出現は神の恩寵なのである。〔上の傍線の句は§16VI⑥にもしるされてい  
 る〕ということになる。

かくて、ケルロイターもまた、積極的に、独裁専制のナチス・ドイツを理論  
 付けたことを知るのである。すなわち、法治国、自由、人格、憲法などの語彙  
 は用いたが、多数決原理をしりぞけ、（前掲書、頁5・54）議会主義的国家組織  
 を排し、（前掲書、頁56・6～7）法の前の平等の原則に対して自然的不平等〔民  
 族としても、民族の一員たる個人個人についても、みられる血族的相違〕の原  
 則をとり、（前掲書、頁10）一党制をしいた（前掲書、頁79）点からみて、正しく  
 独裁国家〔民族的権威の人格的代表たる最高指導者の政治決定とこれを翼賛す  
 るナチス党幹部の政治決定の遂行によってのみ国家運営が行われていた〕であ  
 ったものを、権威、指導、というような極めて耳ざわりのよい語で偽装し  
 たと云っても云いすぎではあるまい。

なお、ケルロイターが、総統ヒトラーをはじめ、國務大臣ゲーリング・宣伝  
 大臣ゲッベルスを、しばしば引用しているように、独裁政治の国においては、  
 学説や主義を権威づけるのに、時の権力者の言を引用することが、まず常道と  
 なっていることにも注意しておく必要がある。

## 結 論

以上、ケルロイターが、ナチス・ドイツを積極的に理論付けた主張の根底に  
 は、一貫して、権威を権力の上におき、その権威を民族のみから発する<sup>\*</sup>上か  
 らの権威、と規定し、その民族を血族共同体とのみ見定めた彼の<sup>\*</sup>権威優位  
 論、而して、国家権威・国家権力（主権性を持つ絶対権力）の上に民族共同  
 体を想定し、法を民族精神の発露とし、政治の根本価値を民族においた彼の云  
 わば<sup>\*</sup>民族主権論、が横たわっていたことは明らかである。

そして、この権威優位論・民族主権論、つまり彼の権力・権威論が根本的に  
 偏ったものであったことは、先に「批判」の1でみた通りであるが、又逆に

「批判」の2で明らかなように、独裁専制・権力的なナチス・ドイツを権威的として擁護したことによっても、知り得るところである。

と同時に、独裁権力が強く行われれば行われる程、これを最低抵抗線で行使すべく、<sup>①</sup>上からの権威、(天皇権威とか民族の権威とか御定書の権威とか)が強調せられることをここにも発見するのである。思うに、権威の本源はもと下からの信頼によるのであるが、この場合には下からの信頼によって嘗て築かれたか或い築かれると思われされる権威が、今度は逆に上から逆らうべからざるものとして強調・宣伝せられ、しかもこれにそむく者には権力を以て臨んでいるのである。

以上の如く、われわれは、ケルロイターの権力・権威論が正しく一方に偏し、均衡的科学性を欠いたかつ理念的的色彩の強いものであることを知るのである。それとともに、

それが理念的であったということについては、時あたかも全世界を挙げて激動期にはいり、ヒトラー治下の官吏たる大学教授として、ドイツのみならず欧米諸国においても大統領或は行政府の権限が拡大されてゆく傾向を強く印象付けられていたケルロイター〔もっとも彼は自由主義諸国がその激動期を乗りきったとき、再び民主政への復元を可能ならしめる弾力性をもっていることを見逃してはいたが〕も亦、まさに時代の子であったことを知ると同時に、みずからを一科学として規定せんとする理論政治学や理論社会学において、かかる理念的的色彩を帯びることのないようにと戒心の念を強くする次第である。さらに

ケルロイターは「民主主義・自由権力国家が、その政治的並に法的固有の価値を、<sup>②</sup>個人に置くのに対し、国家社会主義・権威指導者国家は、その政治の根本価値を<sup>③</sup>民族に置く」と賞揚・強調して、<sup>④</sup>個人と<sup>⑤</sup>民族を対比したのであるが、これを社会科学的に考察してみると、そこにも理念的的色彩や非科学性を見出すことが出来よう。思うに

個人と全体或い社会とを関連させて考えた場合、個人的社会 などという言葉は嘗て使われたことすらない、その理由は、各個人が身体的にそれぞれ切り離された独立の存在であることが自明だからであろう。

これに対して、個人は「社会的個人」(拙著社会学I — 一般社会学 — 頁11～

15、特に15) であるとされる通り、社会的個人の語は、学術上のみならず、一般にも通用している。

そこで、個人対社会を「社会的個人」として検討してみるに、極端なる自由主義があるとすれば、上の「社会的」を扶殺して、「個人」のみを採るであろう。これに対して、極端なる全体主義は、「社会的」のみを重視するであろう。さらに、この「社会的」が、或は「国家的」・「階級的」或は「民族的」という風に、色々の意味にとられるに従って、同じ全体主義にも種類がわかれることとなる。

そして、それぞれおのれがよしとする主義を、「社会的・個人」のうちの何れか一方に見定めて、例えば、自由主義国はすべて「社会的個人」を中心とせず、単なる「個人」中心だとみるのも、また、権威国家は「社会的個人」からなるのでなくて「民族」(=社会)そのものから成るとするもの〔ケルロイターの場合はまさしくこのような見解に立つのであるが〕何れも、科学的には偏見であると言えよう。

国家も、民族も、すべて、諸「社会的個人」によって構成されていることを忘れてはならないであろう。ただしかし、社会の平静期なるか激動期なるかが、「社会的個人」の中の、個人を、或は社会を、強調する傾向を生みだすだけなのである。

しかしながら、社会の激動期に、「社会」の方に比重がおかれて、国家や国家の実質的側面である民族が重視され、政治の運営が専制・独裁的になったからといって、国家や民族が実体化されて、専制・独裁政になりきってしまうお国柄と、たとえそのときに専制独裁的になったとしても、平静期の到来とともに、支配層をも含む国民みずからの手で、「社会的個人」のうちの「個人」の方に比重が移されて、欧米型民主政に復元する国柄とを、同一視することが出来ないという点を忘れてはなるまい。

思うに、人類の歴史を遡れば遡るほど、社会や集団が実体化しており、人間は、「おおむね少数の成員の直接的接触をもって成り、多くの機能を果たすことを通じて成員の全体を吸収し、しかも成員にとって運命のごときものとして臨んでいる前近代的集団・実体的集団」のなかに、生まれ育って、ほぼそこで

のみその生涯を終り、この実体的集団の呼吸をそのままに呼吸して、深く集団やこのような集団からのみ成る前近代的社会に埋没していたのであるが、(この段階では、「社会的個人」のなかの「個人」はまだ出現していない)、商品生産の拡大、産業革命の展開にともなうて、人人はその欲するところに従って、「総じて多くの成員の間接的接触を含み、それぞれ一つ或は少数の機能を有し、成員の存在の或る限られた側面とのみ関係し、しかも彼等の選択の対象として、ないしは願望の実現の手段として存在する近代的集団」、機能的集団をつぎつぎにつくり、かれらが、その諸欲求を満たしながら生きていくためには、一部の実体的集団を含めてこのような集団の数多くを遍歴することが必要となり、かれらの所属する集団の一部がたとえ実体的なものであっても、それさえもこのような近代的集団の原理で解釈しようと試み、こうして人間は、少数の実体的集団や数多くの機能的集団の複合・錯綜する近代社会において生活するようになり、個人の集団や社会からの解放と呼ばれる新しい集団生活や社会生活をはじめることとなった。(ここに、「社会的個人」のなかの「個人」の出現がはじめてみられるのである。)けれども、この新しい社会生活は、「社会的個人」が、その人格の一部をもって多数の集団に分属し、このような数多くの分化のうちに、自己の責任をもって自らのパーソナリティの再統一を計っていかなければならないところの、自由ではあるが、きびしい社会生活であり、そのうえ、近代社会内の数多の集団間にはいまだに必ずしも十分な志向の調整が行なわれておらず、したがってそれらの諸集団に分属している一人格に対して諸集団から発せられる指示・命令が食違うことも多く、そこから個人人格の分裂や苦悩が生まれる。しかも現代社会になるにつれて、このような諸集団のうちのいくつかが巨大化し、官僚機構やマス・コミュニケーションを通じて、再び個人を全人格的に吸収しようとし、社会的危機がこのような巨大集団間の対立を激化させると、個人人格の分裂や苦悩が更に強まることは言うまでもない。

そのうえ、理念的な近代的社会における集団の無限の分化と拡散とは、国家・民族・階級によって、いまだに切断されているのである。

そしてこのような近代社会や現代社会の共同生活の一般条件を確保すること

を目的とする統合的部分社会たる国家が、この全体社会のなかに生じた階級的分裂のもとで、しばしば有産者階級の支配の道具になりさがる時、政治参加への道を閉ざされたか、政治参加への意欲を失なったかした被治者大衆の間に、\*家族への逃避、や\*民族への逃避、が大量に発生し、そこへ、さきに、批判の2で述べたような巧妙な政治的世界観の宣伝を通じて、ケルロイターの説いたような民族主権論が受容されることになれば、国家や民族が再び個人を超越した強力な実体的集団として立ち現れて、諸個人を屈服するであろう。

ここに、  
（「社会的個人」のなかの「個人」は人為的に抹殺されて、再び消滅することになる。）

（前近代的集団、近代的集団、近代社会の理念と現実などについては、清水幾太郎著『社会学講義』 岩波書店・昭和25年、頁208・272~296）

ここにおいて、\*前近代性、の色濃く残っているわが国のようなところでは、「社会的個人」のなかの「個人」の方が、いまだに弱体で、真に自主的ではないのであるから、あくまでも「個人」の方に力点を置きながら、その個人がもともと「社会的」であることを、個人の方から自覚して自分達の手で社会的なまとまりをつくりあげていき、この「社会」の統合に責任をもつ「国家」を、自分達で努力すればまとめられるような問題にいたるまで、直ちに引き出してこないという心がまえが必要であり、政府もこのような方向をこそ助長すべきであって、これが「社会」のあるべき姿なのだ、と、「国家」を僭称する政府一実は、\*下からの公論的權威、によって支持されていない一部の保守的支配層一がきめつけるなどというのは、もってのほかであり、このような傲慢なきめつけがなされたときにはこれに対して立つこと (Widerstand)こそ肝要であり、そもそもこのようなきめつけが行なわれるすきを与えないよう平生から心がけて行為することこそ、民主政治や民主主義を確立しようと思うならば、まず必要なことではなからうか。